

議員提出議案第1号

湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年11月30日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	山 本 俊 明
	同	室 伏 友 三
	同	露 木 寿 雄
	同	長 谷 川 俊 子
	同	原 田 洋
	同	丸 山 孝 夫

(提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和 33 年湯河原町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「総務部、福祉健康部」を「徴収対策室、総務部、福祉部」に改め、同表環境・観光産業常任委員会の項中「観光産業部、環境都市部」を「まちづくり部、企業部」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。